

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。また、納税義務者からの減免申請による住民税の減免を行う。 個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 住民税システム(標準仕様対応版) 4. 審査システム(eLTAX) 5. 国税連携システム(eLTAX) 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び番号法別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表48 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、118、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、166、167、168、169、170、171、172、173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 ファックス:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部税務課市民税係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-2280 E-mail:zeimu@city.takehara.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。
- ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。
- ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

基幹業務システム等において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I -3個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	・番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 ・番号法第9条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、10、11、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20	事後	
平成29年7月14日	I-5-②所属長	税務課長 向井 聡司	課長 井上 光由	事後	
平成29年7月14日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月14日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成29年4月1日	事後	
令和1年5月22日	I-5-① 部署	総務部税務課	市民生活部税務課	事後	
令和1年5月22日	I-5-② 所属長の役職名	課長 井上 光由	税務課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月22日	I-7 請求先	郵便番号725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号	郵便番号725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号	事後	
令和1年5月22日	I-8 連絡先	郵便番号725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号	郵便番号725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号	事後	
令和1年5月22日	II-1 対象人数 いつ時点の集計か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月22日	II-2 取扱者数 いつ時点の集計か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	
令和2年5月22日	II-1 対象人数 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月22日	II-2 取扱者数 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月24日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20	事後	
令和3年9月24日	I-5-①部署	市民生活部税務課	市民福祉部税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月24日	I-8 連絡先	郵便番号725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号	郵便番号725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号	事後	
令和3年9月24日	II-1 対象人数 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月24日	II-2 取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	I-1-②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。また、納税義務者からの減免申請による住民税の減免を行う。 番号法の別表第2に基づき、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。また、納税義務者からの減免申請による住民税の減免を行う。 個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	法令改正
令和7年1月6日	I-1-③システム名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 地方税ポータルシステム（eLTAX エルタックス） 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 住民税システム（標準仕様対応版） 4. 審査システム（eLTAX） 5. 国税連携システム（eLTAX） 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	事前	システム切替・ガバメントクラウドへのリフトに伴う再評価
令和7年1月6日	I-3個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 ・番号法第9条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項及び番号法別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表48 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、118、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、166、167、168、169、170、171、172、173	事後	法令改正
令和7年1月6日	I-5-① 部署	市民福祉部税務課	総務部税務課	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	I-7 請求先	郵便番号725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市総務企画部総務課行政係 電話:0846-22-7719 ファックス:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 ファックス:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	事後	組織改正 庁舎移転
令和7年1月6日	I-8 連絡先	郵便番号725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市市民福祉部税務課市民税係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-8579 E-mail:zeimu@city.takehara.lg.jp	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部税務課市民税係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-8579 E-mail:zeimu@city.takehara.lg.jp	事後	組織改正 庁舎移転
令和7年1月6日	II-1 対象人数 いつ時点の集計か	令和3年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	II-2 取扱者数 いつ時点の集計か	令和3年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業「人為的リスクが発生するリスクへの対策は十分か」	(なし)	十分である	事後	様式変更
令和7年1月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業「判断の根拠」	(なし)	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	様式変更
令和7年1月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更
令和7年1月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 「当該対策は十分か【再掲】」	(なし)	十分である	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策「判断の根拠」	(なし)	基幹業務システム等において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。	事後	様式変更
令和7年12月26日	I-1-③システム名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 住民税システム(標準仕様対応版) 4. 審査システム(eLTAX) 5. 国税連携システム(eLTAX) 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 住民税システム(標準仕様対応版) 4. 審査システム(eLTAX) 5. 国税連携システム(eLTAX) 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月24日	I-8 連絡先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部税務課市民税係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-8579 E-mail: zeimu@city.takehara.lg.jp	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部税務課市民税係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-2280 E-mail: zeimu@city.takehara.lg.jp	事後	